

府政防第 1327 号
消防災第 130 号
健感発 0706 第 1 号
観観産第 331 号
令和 2 年 7 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 防災担当主管部 (局) 長 殿
衛生主管部 (局) 長
観光担当部 (局) 長

内閣府政策統括官 (防災担当) 付
参事官 (避難生活担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観光庁観光産業課長
(公 印 省 略)

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A (第 2 版) について (抄)

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A (第 1 版) について」(令和 2 年 6 月 10 日付け府政防第 1263 号他) を発出したところです。

この通知においては、自宅療養者等の避難の検討や、避難者の健康状態の確認、避難所の衛生環境の確保等に関する留意事項の取扱いについて、Q & A として示したところです。

この度、Q & A について更に検討を進め、別添のとおり更新いたしましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいたします。

なお、この Q & A (第 2 版) は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

Q10 災害時に医療機関との連携体制をどのように構築すれば良いでしょうか。

A10

都道府県の防災担当主管部局と保健福祉部局が連携し、発災時に市町村が避難所における新型コロナウイルス感染症対策を適切に行えるよう、医療機関等による支援体制を構築してください。

○専用の避難所の検討

(特定の避難者の専用の避難所の検討)

Q11 特定の避難者の専用の避難所とは、どのような避難者のための避難所として設定するのですか。

A11

感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、①高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等及びその家族、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、それぞれの人の専用の避難所を事前に設定することが考えられます。設定する場合は、人権に配慮して「感染者を排除するのではなく感染対策上の対応であること」を含め、予め住民に十分に周知しておくことが重要です。

○(ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備)

Q12 ホテル・旅館等には、どのような避難者の受け入れを検討するのが良いでしょうか。

A12

高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等を優先的に避難するように検討することが考えられます。優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成し、災害時には、避難所として開設したホテル・旅館等に、上記優先順位を踏まえつつ、受け入れを図ってください。

また、避難が長期にわたると見込まれる場合には、健康な人等を含め、できるだけ早期に、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等に移送することが望ましいです。